

2 災害公営住宅の整備等プロジェクト

❑ 災害公営住宅の整備等に向けた全体方針

- 東日本大震災により住宅を失い、自力で再建できない方に対して、安心して生活できる住宅を確保するため、災害公営住宅の整備に向けて取り組みます。
- 一時提供住宅入居者に対する住宅再建に向けた助言等の支援に取り組みます。

【イメージ図】

一時提供住宅

(平成 24 年 12 月 7 日現在)

- ・雇用促進住宅：632 世帯
- ・教職員住宅：5 世帯
- ・民間借上げアパート：2,201 世帯
- ・仮設住宅：185 世帯
- 合計 3,023 世帯



災害公営住宅(1,500戸建設予定)

集合住宅型
1,350戸程度



戸建型
150戸程度



住宅再建の支援

住宅再建に
向けた
助言等の支援



生活再建セミナー開催の様様

(平成 24 年 8 月 25 日 会場：小名浜)

【常磐関船団地 起工式の模様】

平成 24 年 10 月 29 日着工



【災害公営住宅イメージ】



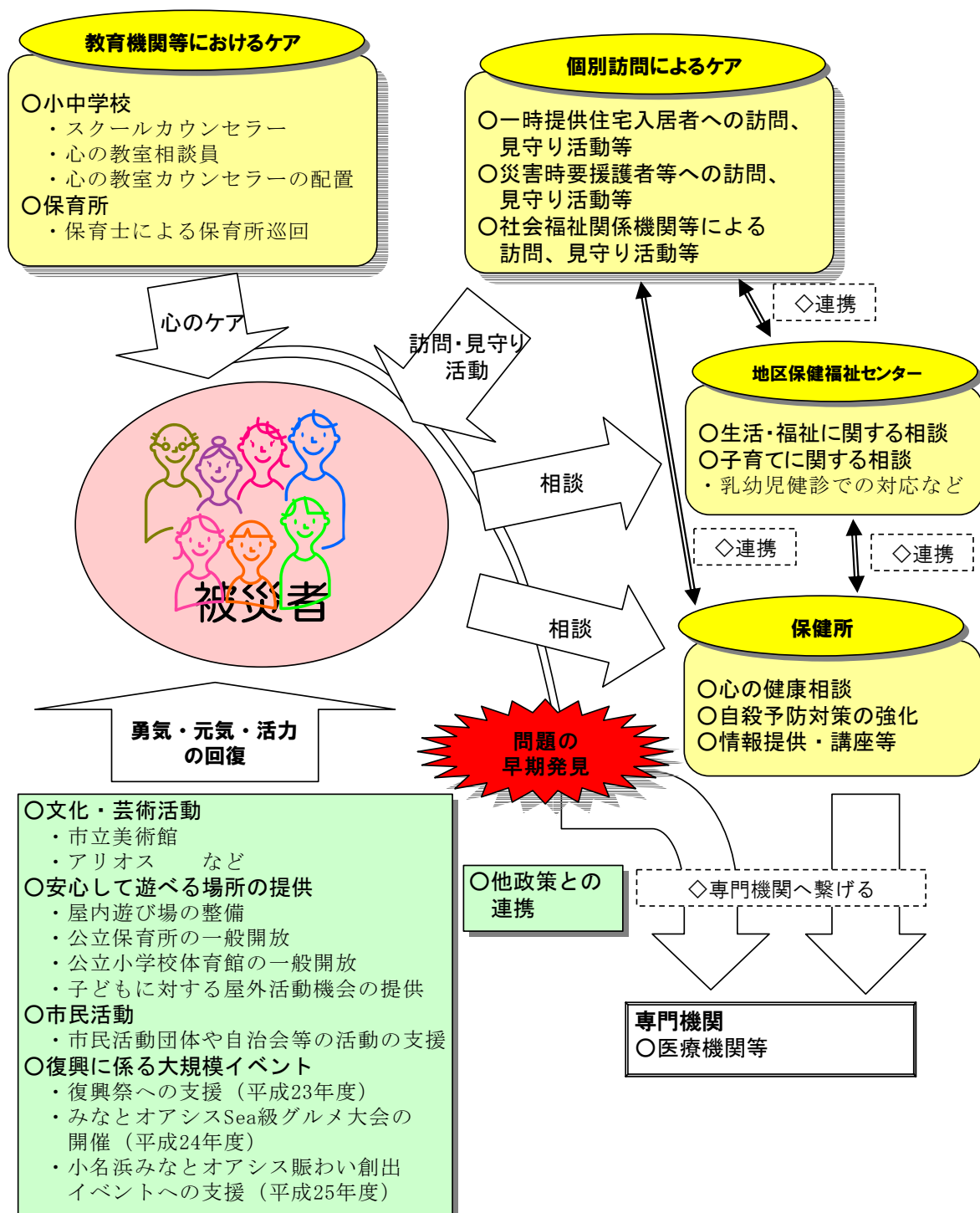
□ 各地区の整備予定戸数

地区名等		整備予定 戸数	うち 戸建住宅	入居開始予定 (目 標)	備 考
久之浜地区 (140 戸)	久之浜町久之浜	100 戸	18 戸	平成 26 年度当初	
	【選定中】	40 戸		平成 26 年度以降	
四倉地区 (150 戸)	四倉町 上仁井田	150 戸	20 戸	平成 26 年度当初	
平地区 (420 戸)	豊間	190 戸	42 戸	平成 25 年度末	沼ノ内については、用地の問題により、戸建て住宅の整備が困難であることから、豊間、薄磯で整備する
	薄磯	100 戸		平成 25 年度末	
	沼ノ内	40 戸	0 戸	平成 25 年度末	
	作町	40 戸	0 戸	平成 26 年度中	市街地であるため、戸建て住宅を整備しない
	【選定中】	50 戸	0 戸	平成 26 年度以降	
小名浜地区 (190 戸)	永崎	190 戸	24 戸	平成 26 年度中	
勿来地区 (230 戸)	岩間町	50 戸	30 戸	平成 26 年度中	
	錦町	70 戸		平成 26 年度中	
	勿来町関田	80 戸		平成 26 年度中	
	【選定中】	30 戸		平成 26 年度以降	
常磐地区 (120 戸)	関船団地	32 戸	16 戸	平成 25 年度末	
	【選定中】	88 戸		平成 26 年度以降	
内郷地区 (250 戸)	雇用促進住宅	250 戸	0 戸	平成 27 年度中	
合 計		1,500 戸	150 戸		

3 心のケアプロジェクト

□ 心のケアに向けた全体方針

- 震災に伴う心の傷を負った被災者の早期発見、対応を図ります。
- 専門機関と連携し、被災者の状況に応じた支援体制を整えます。
- 勇気、元気、活力の回復に繋がる取組みを実施し、心の傷を癒します。
- 関係団体と連携を図るとともに、役割分担しながら適切に対応します。



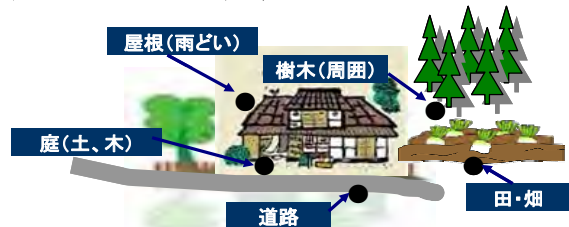
4 原子力災害対策プロジェクト

□ 原子力災害対策に向けた全体方針

- 放射能に対する市民の不安を解消するため、モニタリングの充実・強化を図り、放射線量を低減させる除染を推進するとともに、市民の健康管理の取組みを推進します。
- また、一刻も早い原発事故の収束や、確実な安全対策に向けた取組みを強化し、全ての市民が安全で安心して暮らすことができる社会を目指します。
- 風評を払拭するため、市独自の農作物・商品等の検査体制を整備・強化するとともに、様々な事業・機会を活用して広報・PR事業を展開し、情報発信を実施します。
- 原発事故発生以来、本市の市民や事業者は、不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、その精神的な苦痛や営業損害などは計り知れないものがあることから、適正で迅速な損害賠償の実施に向けた取組みを展開します。

<原子力災害対策の全体像>

詳細モニタリングと除染



原子力災害の克服

市民の不安の解消

モニタリング・除染の推進

- 市内の放射線量の測定 (定点観測や市内の生活環境の詳細測定等)
- 除染実施体制の整備 (アドバイザーのもと産学官民の一体的な推進体制を整備)
- 生活環境や農地等の除染 (被ばく線量が高い地域などから除染を実施)
- 公共施設の除染 (子どもが利用する施設などから除染を実施)

健康管理の推進

- 飲料水や食品等の測定 (飲料水や食品等の放射能を測定)
- 被ばく線量の測定 (積算線量の測定や分析)
- 健康調査の実施 (県民健康調査と連携した市独自の検査・調査の実施)

安全対策の強化

- 事故収束と安全対策強化 (安全対策等に係る情報収集や国等への働きかけ)
- 地域防災計画(原子力災害対策編)の策定 (避難計画など原子力災害対策に係る計画の策定)

風評の払拭

- 出荷品等の検査 (農作物や加工品、工業製品等の検査体制の整備)
- 広報宣伝・PR事業展開 (各種広報活動やイベント等を活用した取組みの実施)

確実な損害賠償

- 適正な賠償の促進 (適正な賠償に係る情報収集や国等への働きかけ)
- 迅速な賠償の支援 (支援・相談窓口常設に向けた取組みや説明会等の実施)

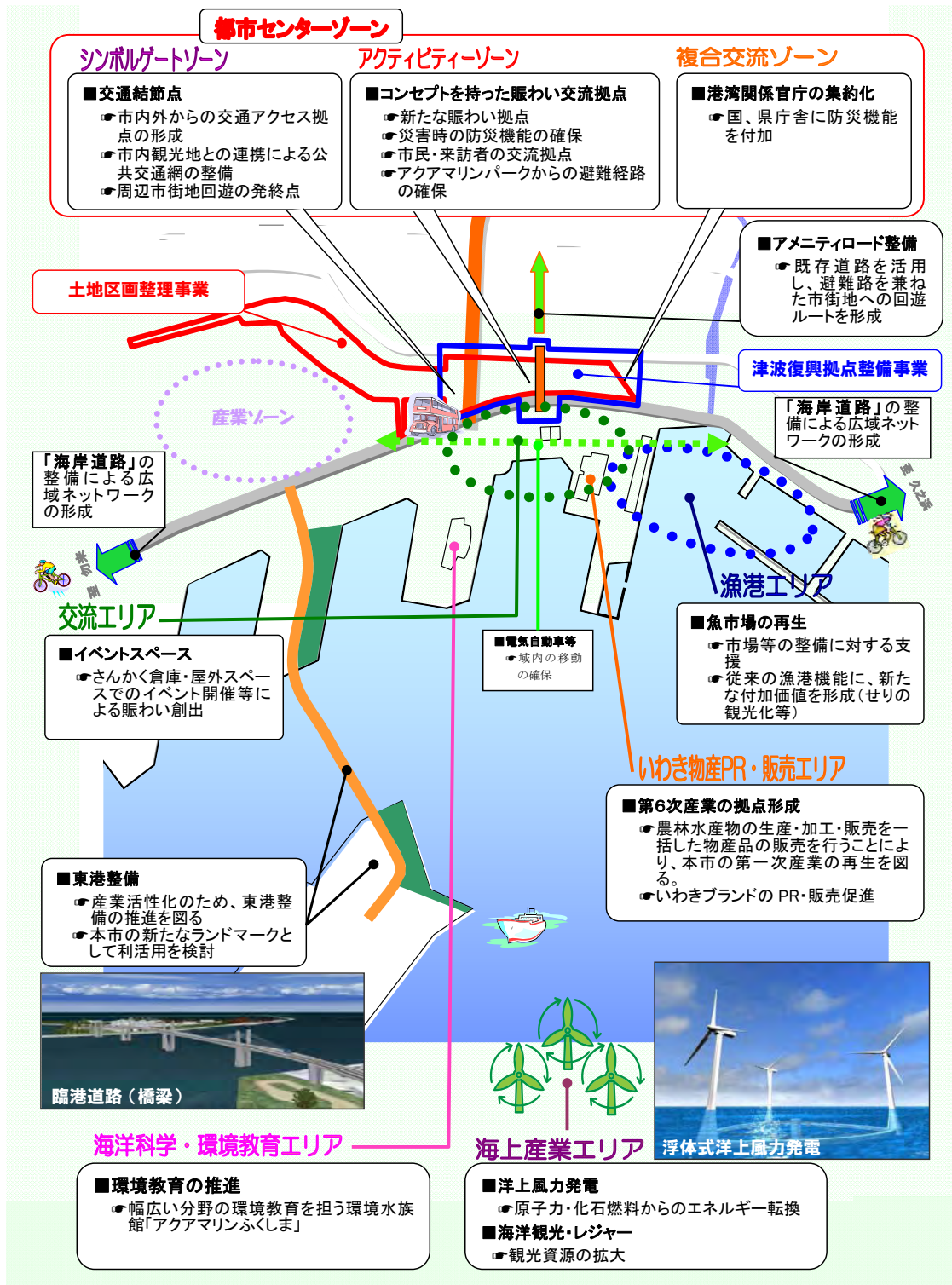
広報・広聴の充実

- 講演会や取組み状況の情報発信
- 各種相談等実施

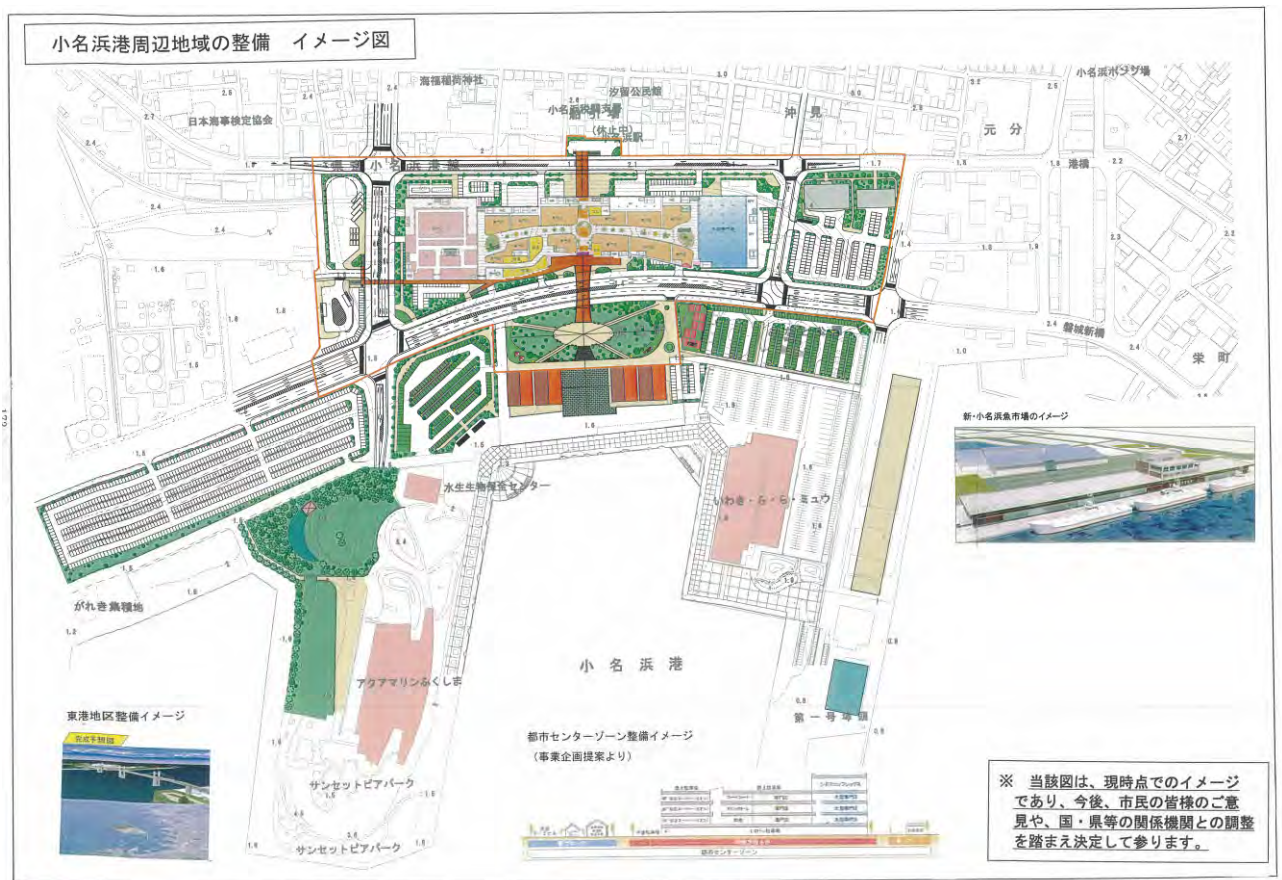
5 小名浜港周辺地域の一体的な整備・再生プロジェクト

□ いわきの復興のシンボルとしての小名浜港周辺地域の整備に向けた全体方針

- 物流の拠点である小名浜港の再生はもとより、産業・観光振興の拠点として、さらには、本市の復興のシンボルとして、アクアマリンパークや漁港区、さらには既存市街地をはじめとした周辺地域の一体的な整備・再生に向けて積極的に取り組みます。
- いわきのシンボルとして復興を成し遂げるには、オールいわき体制で取り組むことが不可欠であることから、国・県・民間事業者等と市が緊密に連携し、一体的に取り組めます。



□ 整備イメージ図



□ スケジュール

区分	施設等	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
産業・物流拠点	港湾施設	応急復旧	主要な小名浜岸壁の概ねの復旧	全港湾施設の概ねの復旧			
	H23.5 国際バルク戦略港湾選定 東港地区国際物流ターミナル		岸壁(～20m)、臨港道路、泊地(～20m)、護岸(防波)、防波堤、埠頭用地、荷役機械 (H24年7月 港湾計画一部変更)		一部供用開始予定		
観光交流拠点	土地区画整理事業	調査・事業計画作成	事業認可	測量・設計	仮換地 公共施設整備(区画道路等)、整地		
	津波復興拠点整備事業		都市計画決定 事業認可	設計・津波防災施設(例:歩行者デッキ、築山)等整備			
	土地利用	開発事業計画策定 パートナー公募・選定	開発事業計画の策定	開発移業者へ	民間施設設計	民間施設建設	
	アクアマリンパーク		周辺地域も含めた一體的なコーディネート				
漁業拠点	漁港施設		漁港区の復旧				
	小名浜魚市場		新・小名浜魚市場、凍結品荷さばき施設、冷凍・冷蔵施設				

まち開き

6 再生可能エネルギーを核とした産業振興プロジェクト

□ 再生可能エネルギーを核とした産業振興に向けた全体方針

- 市復興ビジョンの理念に掲げた「原子力災害を克服するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進し、原子力発電に依存しない社会を目指す復興」に向けて挑戦します。
- このため、本市の特徴を最大限に活用し、継続的な雇用の確保・創出を図る観点から、太陽光、洋上風力、木質バイオマスなど、再生可能エネルギー関連を核とし、併せて、比較的、環境への負荷の少ない石炭ガス化複合施設（IGCC）やLNG火力発電の導入可能性も視野に入れながら、関連産業の振興に向けて取り組みます。
- 国等が推進するスマートコミュニティ実証実験などを踏まえた調査研究を行います。



7 既存地域産業の再生プロジェクト

□ 既存地域産業の再生に向けた全体方針

- 既存地域産業は、東日本大震災の直接的な被害に加えて、原子力発電所事故に伴う風評被害により、有形・無形の大きな被害を被っており、「ふるさといわき」の活力ある地域経済の再生に向けて取り組みます。
- このため、農林水産業の再生はもとより、商工業、観光業など、あらゆる地域産業の再生に向けて、多様な支援に取り組みます。
- 加えて、各産業が連携し、既存産業の再生を図って参ります。

【イメージ図等】

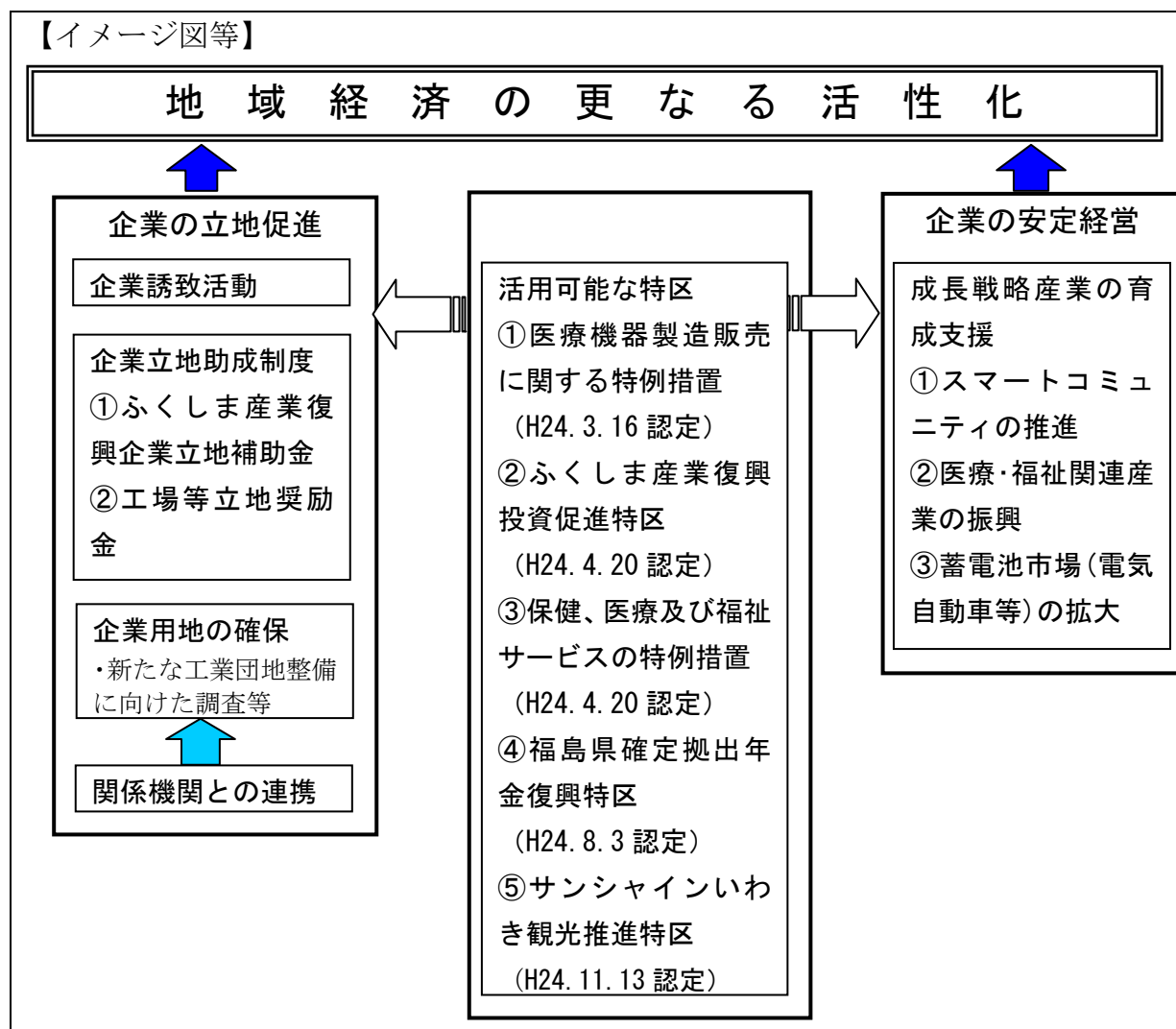


8 企業誘致対策プロジェクト

□ 企業誘致対策に向けた全体方針

- 地域経済の更なる活性化を図るため、いわきの優位性を最大限に活かしながら、企業誘致活動に積極的に取り組むとともに、企業向け用地の新たな確保について関係機関と連携し取り組みます。
- 復興特区制度を有効に活用し、民間事業者からの提案なども反映しながら、税制上の優遇措置や各種規制緩和を講じるなど、企業の安定経営と企業の立地を促すしくみづくりに取り組みます。

【イメージ図等】

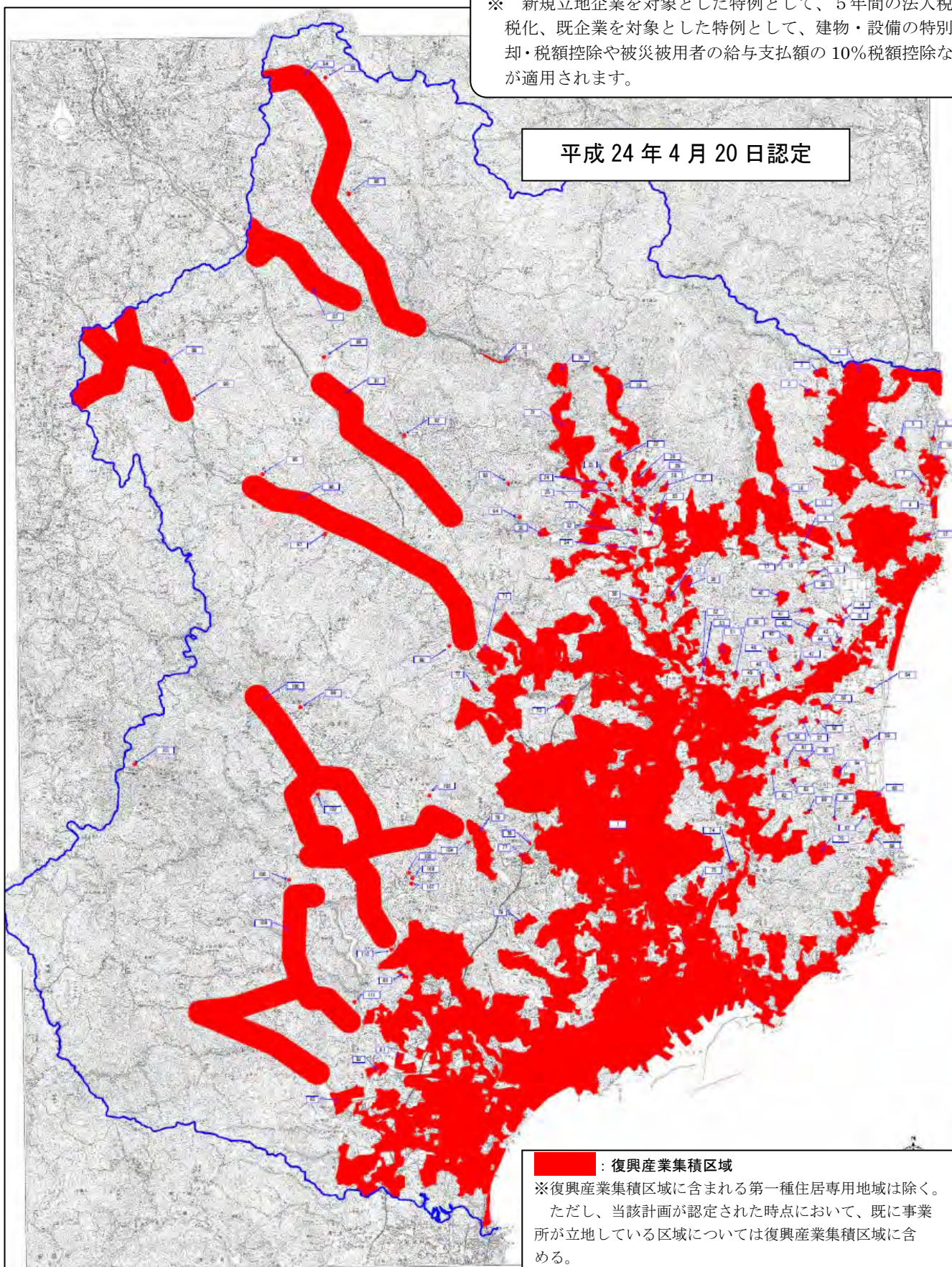


ふくしま産業復興投資促進特区
いわき市復興産業集積区域（区域図）

- ・申請主体 福島県及び県内 59 市町村の共同申請
- ・目 的 製造業等の企業の新増設促進と雇用の場の創出
- ・特例内容 製造業及びその関連業種の税制上の特例措置

※ 新規立地企業を対象とした特例として、5 年間の法人税無税化、既企業を対象とした特例として、建物・設備の特別償却・税額控除や被災被用者の給与支払額の 10% 税額控除などが適用されます。

平成 24 年 4 月 20 日認定



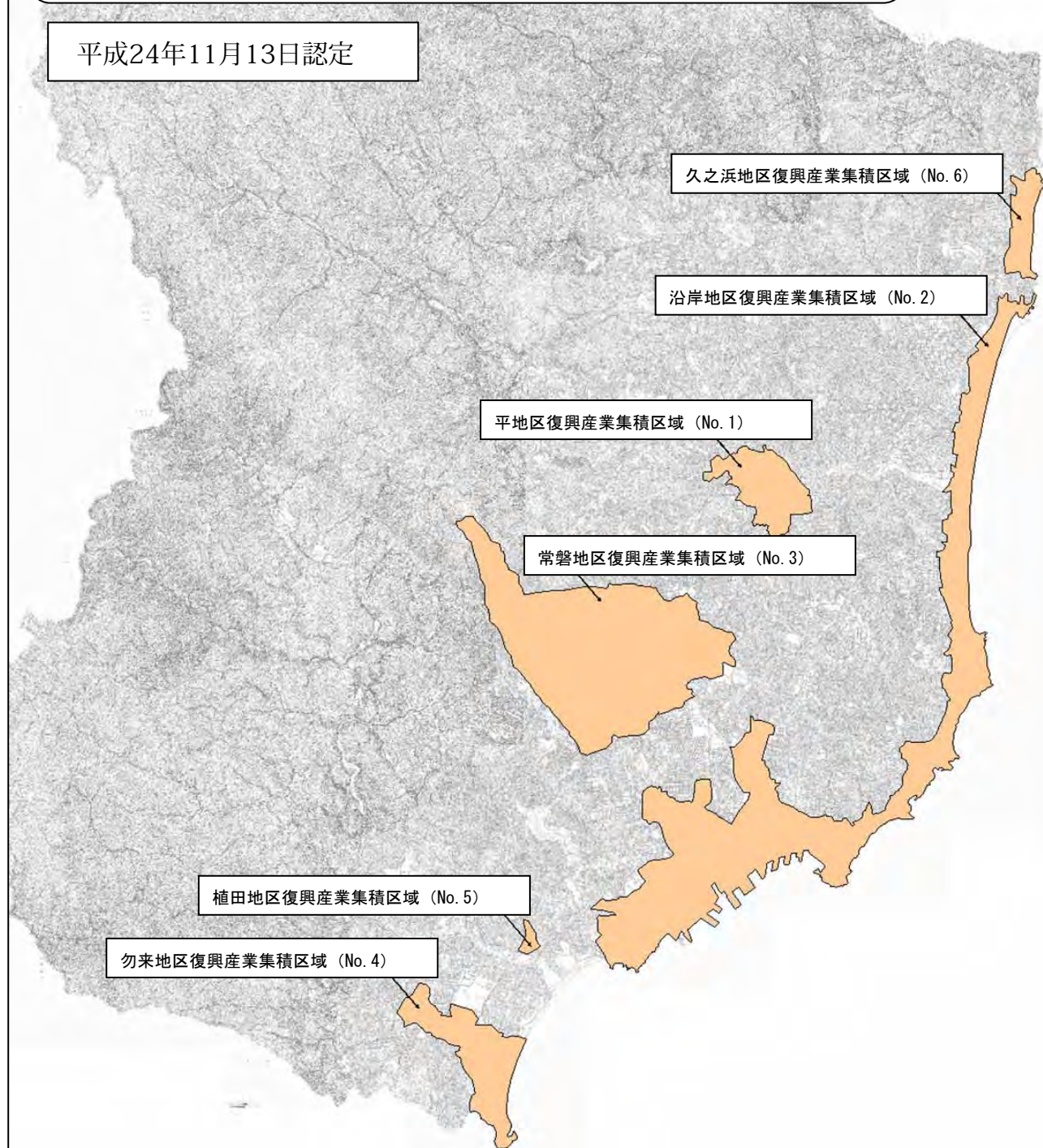
■ : 復興産業集積区域

※復興産業集積区域に含まれる第一種住居専用地域は除く。
ただし、当該計画が認定された時点において、既に事業所が立地している区域については復興産業集積区域に含める。

いわき市サンシャイン観光推進特区
復興産業集積区域（区域図）

- ・申請主体 いわき市
 - ・目的 観光交流人口の回復と地域経済の活性化
 - ・特例内容 観光業及び関連業種の税制上の特例措置
- ※ 新規立地企業を対象とした特例として、5年間の法人税無税化、既存企業を対象とした特例として、建物・設備の特別償却・税額控除や被災被用者の給与支払額の10%税額控除などが適用されます。

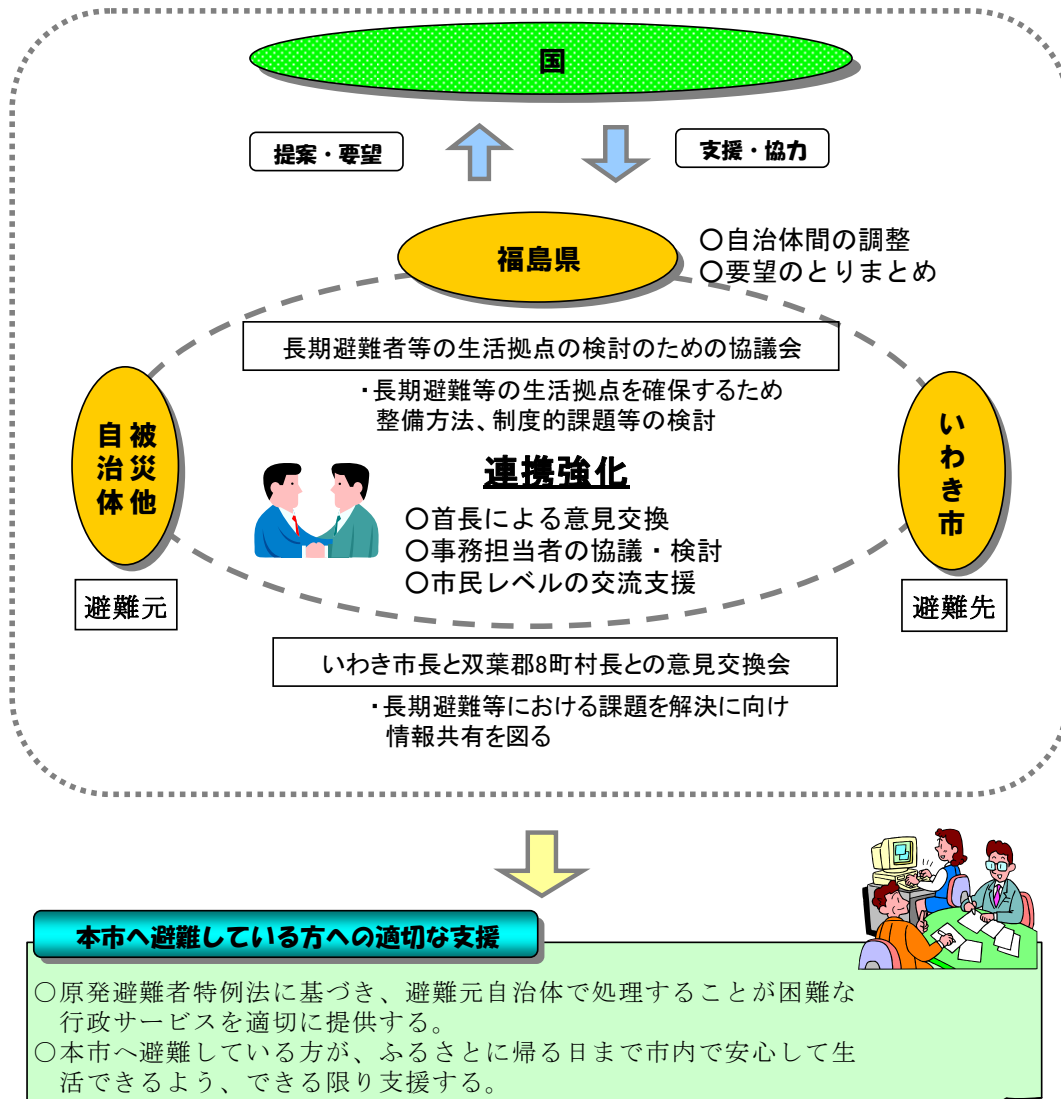
平成24年11月13日認定



9 被災他自治体との連携強化プロジェクト

□ 被災他自治体との連携強化に向けた全体方針

- 双葉郡をはじめ市外から本市へ避難している方に対しては、県や関係自治体と連携を図りながら、適切な支援に取り組みます。
- 特に、本市へ避難されている方々に対して、原発避難者特例法に基づく行政サービスの提供に取り組みます。
- 関係する自治体の首長が参加する会議を開催し、被災他自治体との連携強化を図ります。



いわき市長と双葉郡8町村長との意見交換会
(平成24年8月28日開催)